

内閣参質一八九第一一〇号

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭 殿

参議院議員大久保勉君提出インターネット検索サービスに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員大久保勉君提出インターネット検索サービスに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねのようなことに対応する取扱規則は作成していない。

二について

国の行政機関におけるインターネット検索サービスの利用において、お尋ねの「利用規約で国内法が適用されると定めるインターネット検索サービス」を優先する定めはない。

三について

お尋ねのような行為が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二条第九項第五号に規定する優越的地位の濫用に該当するか否かは、個別具体的な事情により判断されることとなり、一概にお答えすることは困難である。

